

Q11 いわゆる「バイブル本」の健康増進法上の取扱いについて教えてください。

[関連通知②第2の2、関連通知④参照]

Answer
1

Q8において触れたとおり、特定の食品又は成分の健康保持増進効果等について記述する書籍において、その巻末や書籍に挟み込んだしおり等に「当該食品に関するお問い合わせは、〇〇相談室へ」等と記載されている場合があります。

Answer
2

この連絡先に示された「〇〇相談室」がその食品を直接販売等していない場合、「当該書籍は顧客を誘因する意図を持たない純然たる書籍である」、「改善症例や研究内容等について、具体的商品販売を伴わない記事や文献、書籍、研究資料の紹介は法律違反でない」等として、虚偽誇大広告等規制の対象となることを回避しようとするものがあります（いわゆる「バイブル本」）。

Answer
3

このような場合でも、「表現の自由」は最大限尊重されるべきですが、その「〇〇相談室」が特定の販売業者をあっせん等していることが認められる場合等であって、その販売業者が別の個人又は団体を介在させることにより、当該書籍を広告等として活用していると判断できるなど、実質的にQ7に示す①～③の要件に該当する場合には、当該書籍を広告等として取り扱います。

Answer
4

また、Q5において触れたとおり、広告媒体者である書籍の出版社に本規定が適用される場合があります。例えば、出版社が虚偽誇大広告等たる当該書籍の企画・編集に積極的に関与し、自らの責任で食品販売業者の連絡先を記載する等、読者を食品販売に誘引したような場合がこれに当たります。

Answer
5

広告媒体者等においては、本規定の適用の有無にかかわらず、国民に対する適正な情報提供の観点から、自主的な取組みを行うことが求められています。

